

富岡町 汚水処理施設維持管理業務委託

個 別 要 求 水 準 書
(案)

双 葉 郡 富 岡 町

この個別要求水準書は、双葉郡3町污水处理施設維持管理業務のうち富岡町の污水处理施設維持管理業務の詳細を定めるものである。

この個別要求水準書及び3町共通要求水準書に定めのない事項は、委託者及び受託者が協議してこれを定めることとする。

富岡浄化センター及び小良ヶ浜浄化センター、マンホールポンプ場

1 業務対象施設

業務対象施設の名称、所在地、施設規模等は、別表－特1「業務対象施設一覧」(1)、(2)に示すとおりとする。

2 業務内容

(1) 施設の管理方法

1) 常駐管理

富岡浄化センター（下水道終末処理場）は、平日・昼間の常駐管理とする。

2) 巡回管理

小良ヶ浜浄化センター（農業集落排水処理施設）は、巡回管理とし巡回数は週1回以上とする。

マンホールポンプ場（公共下水道・農業集落排水）は、巡回管理とし巡回数は2ヶ月に1回以上とする

(2) 運転管理業務

1) 富岡浄化センター（公共下水道施設）

富岡浄化センター管理棟中央管理室に設置された中央監視設備等で、富岡浄化センターのプロセス情報を監視し、処理施設の運転状況を的確に把握するとともに、中央監視盤等から操作可能な運転操作または富岡浄化センター内の現場操作盤での操作によって、適切に污水处理を行うものとする。

①運転管理・操作業務

○監視業務の主なものは次のとおり

- ・各種流量：放流量、余剰汚泥引拔量、上水使用量
- ・汚泥関連：濃縮汚泥引拔量、供給汚泥量、脱水汚泥量（含水率含む）、汚泥搬出量
- ・薬品使用量：凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、固形塩素
- ・電力量：受電電力、沈砂池・主ポンプ設備、水処理設備、汚泥処理設備等

○操作業務の主なものは次のとおり

- ・各機器の慣らし運転 および先発運転号機切替
- ・余剰汚泥の引拔
- ・濃縮汚泥の受け入れ（小良ヶ浜浄化センター、双葉水処理センター搬出分）
- ・汚泥脱水
- ・脱水ケーキの搬出

○運転操作に関する指標

- ・処理場からの放流水質は、水質汚濁防止法、下水道法、およびそれらの関連法令が定める水質基準を遵守しなければならない。

BOD、SS については、以下の値を放流目標水質とする。

BOD：15mg/L 以内

SS：30mg/L 以内

- ・流入汚水量の実績は、富岡浄化センターR5、606,352 m³、R6、564,235 m³、R7、516,552 m³です。
- ・施設の運転にあたっては、効率的な運転管理を行うとともに、その運営は監督員と打ち合わせの上、経費の節減に努めなければならない。特に、契約電力は電力会社との受電契約により定められているので遵守しなければならない。

②保守点検業務

- ・放流の放流目標水質を満足する処理水を安定的に放流するため、各施設の適切な保守点検に努めなければならない。
- ・電気計装機器については、故障発生を未然に防ぎ良好な性能を維持するために必要な保守点検を行うこととする（別表－特2「電気計装機器保守点検一覧表」）。

(7) 日常点検業務

富岡浄化センター場内の設備の点検を1日1回行い、各設備の異常の有無、運転状況の確認をする。点検対象機器を次頁の「富岡浄化センター日常点検 対象設備・機器一覧」に示す。

富岡浄化センター日常点検 対象設備・機器一覧

場所	設備・機器	場所	設備・機器
屋外	流入ゲート	ブ ロ ア 室	No.1, 2 流入弁・空気切替弁
			No.1, 2 曝気ブロー（共通予備）
沈砂池棟	No.1, 2, 3 汚水ポンプ	攪拌機室	No.1 汚泥掻寄機
	No.1, 2 ポンプ井攪拌機		No.1, 2 汚泥貯留槽攪拌機
	自動スクリーン		No.1, 2 濃縮汚泥切替弁
	し渣脱水機		No.1, 2 汚泥貯留槽引抜弁
	沈砂池脱臭ファン		
	床排水ポンプ		
脱臭棟	調整池脱臭ファン	搬出室	ケーキ貯留ホッパー
流量調整槽	流量調整ポンプ No.1, 2 調整池攪拌機	脱臭・脱水機室	処理棟脱臭ファン
			空気圧縮機
			除湿機
			上水給水装置
			上水給水タンク
		No.1-1	No.1-1 攪拌機

配管室		No.1-1 No.1-2 排水弁		回分槽	No.1-1 上澄水排水装置	
		No.2-1 No.2-2 排水弁			No.1-1 消泡水切替弁	
		No.1, 2 スカムポンプ			No.1-1 排水弁	
		No.1, 2, 3 床排水ポンプ				
搬出室外		床排水ポンプ No.1, 2 汚泥引抜ポンプ		No.1-2 回分槽	No.1-2 攪拌機	
					No.1-2 上澄水排水装置	
処理棟 地下一階		No.1, 2 汚泥引抜弁 濃縮汚泥移送ポンプ No.3, 4 汚泥供給ポンプ 汚泥破碎機		No.2-1 回分槽	No.1-2 消泡水切替弁	
					No.1-2 排水弁	
					No.2-1 攪拌機	
					No.2-1 排水装置吸気弁	
処理棟 (二階)		No.1、2 薬品溶解装置 No.2 汚泥脱水機 搬送コンベア		No.2-1 回分槽	No.2-1 排水装置排気弁	
					No.2-1 放流バイパス弁	
					No.2-1 消泡水切替弁	
					No.2-1 排水弁	
塩素混和池		次亜注入ポンプ 次亜塩素酸ソーダ貯留タンク 塩素接触装置 消泡水用給水装置 消泡水用ストレーナー		No.2-2 回分槽	No.2-2 攪拌機	
					No.2-2 排水装置吸気弁	
					No.2-2 排水装置排気弁	
					No.2-2 放流バイパス弁	
					No.2-2 消泡水切替弁	
沈砂池棟		沈砂池室 給気ファン 沈砂池室 排気ファン 電気室他 給気ファン 電気室他 排気ファン 搬出入室 給気ファン 搬出入室 排気ファン		No.2-2 回分槽	No.2-2 排水弁	
					1 F No.1、2 給気ファン	
					1 F No.1、2 排気ファン	
					B 1 F No.1、2 給気ファン	
					B 1 F No.1、2 排気ファン	
					電気室排気ファン	
脱臭棟		電気室給気ファン・空気清浄装置 電気室排気ファン		No.2-2 回分槽	1 F 自家発室給気ファン	
					1 F 自家発室排気ファン	
					換気ファン室給気ファン	
				No.2-2 回分槽	換気ファン室排気ファン	
					脱臭・脱水機室給気ファン	
					脱臭・脱水機室排気ファン	
					搬出ホッパー室給気ファン	
				No.2-2 回分槽	搬出ホッパー室排気ファン	

(イ) 月次巡視点検

- ・浄化センターのポンプ設備を手動運転により運転状態を確認（電動吐出弁を含む。）

- ・施設の外周の点検（フェンス、門扉、施錠、草、ごみ等の状態確認）

(ウ) 3 か月、6 か月、年次点検（1 回／年）

- ・ポンプ類のオイル交換及び、電動弁のグリスアップ、ポンプ類の絶縁抵抗測定等
- ・監視制御設備、計装機器の電源検査、入出力検査、絶縁抵抗測定等

(エ) その他の保守管理業務

- ・自家用電気工作物の法令点検
- ・消防用設備の法定点検

（対象箇所は別表－特3「自家用電気工作物、消防用設備点検箇所」参照）

- ・業務対象施設の故障等における施工業者等への連絡
- ・業務対象施設の停電、回線異常、または架空線の異常時の電力事業者、通信事業者への連絡

③水質管理業務

- ・富岡浄化センターの維持管理に必要な水質試験
- ・放流水および汚泥の法定水質試験

対象および頻度は別表－特4「水質試験表」（1）（2）による。

④その他の業務

- ・富岡浄化センターの機械警備、空調設備、照明設備等の管理
- ・除草、植木管理（葉刈り等）、門扉・フェンス等の補修塗装
- ・町が実施する修繕・更新・新設工事等による現場立会および現場機器操作
- ・業務対象施設（富岡浄化センター管理棟、トイレ等を含む。）の清掃
- ・電話対応および緊急連絡
- ・富岡浄化センターへの電話等による市民からの問合せ等へは丁寧に対応するとともに、マンホールポンプ場の異常発生時や溢水等についての通報受信時は、その内容を監督員に報告し記録する。

⑤点検票の作成

- ・保守管理業務の点検票を作成し監督員の承諾を受けるものとする。

⑥緊急時の点検

- ・災害（大雨、台風、地震等）時の業務対象施設の臨時点検
- ・業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の点検、状況確認

2）小良ヶ浜浄化センター（農業集落排水処理施設）

巡回管理により、処理施設の運転状況を的確に把握するとともに、中央監視盤または小良ヶ浜浄化センター内の現場操作盤等での操作によって、適正に汚水処理を行うものとする。

①運転管理・操作業務

○管理業務の主なものは次のとおり

- ・各種流量：流入水量、返送汚泥量、余剰汚泥引抜量、上水使用量
- ・汚泥関連：濃縮汚泥量（重力）、濃縮汚泥搬出量
- ・薬品使用量：高分子凝集剤、固形塩素
- ・電力量：受電電力

○点検・操作業務の主なものは次のとおり

- ・各機器の慣らし運転 および先発運転号機切替
- ・濃縮汚泥の引抜
- ・処理場からの放流水質は、水質汚濁防止法、浄化槽法、およびそれらの関連法令が定める水質基準を遵守しなければならない。

BOD、SS については、以下の値を放流目標水質とする。

BOD：15m g / ℓ 以内

S S ：30m g / ℓ 以内

- ・流入汚水量の実績は、小良ヶ浜浄化センターR5、55,148 m³、R6、44,442 m³、R7、45,478 m³です。
- ・施設の運転のあたっては、効率よく運転管理を行うとともに、その運営は監督員と打ち合わせの上、経費の節減に努めなければならない。特に、契約電力は電力会社との受電契約により定められているので遵守しなければならない。

②保守点検業務

巡回点検により、施設の適切な保守管理を行い、放流基準に適合した処理水の安定的な放流に努めなければならない。

電気計装機器について、故障発生を未然に防ぎ良好な性能を維持するために必要な保守点検を行うこととする（別表－特2「電気計装機器保守点検一覧表」）。

(ア) 巡回点検業務

小良ヶ浜浄化センター内の設備を週1回の点検により、各設備の異常の有無、運転状況の確認を行うものとする。

(イ) 定期点検業務

電気計装設備については、予防保全のために点検対象機器を停止して目視、各種動作試験並びに再現性、安全性、応答性の確認及び不良個所の取替調整を行うものとする。

○点検対象機器は、次頁の「小良ヶ浜浄化センター巡回点検 対象設備・機器一覧」に示す。

小良ヶ浜浄化センター巡回点検 対象設備・機器一覧

設 備	機 器
流入ポンプ槽	No.1,2,3 流入ポンプ
スクリーンユニット	自動微細目スクリーン ドラムスクリーン、スクリーン駆動機 スクリーン外面洗浄用電動弁
曝気沈砂槽	No.1,2 水中攪拌機、ばっ気沈砂用ブロア
流量調整槽	No.1,2 流量調整ポンプ
曝気槽第1、第2室	No.1,2 ばっ気攪拌装置 ばっ気用電動弁-1,2 No.1,2,3 ばっ気槽用ブロア 汚泥掻寄機
沈殿槽	凝集混和槽攪拌機、洗浄弁、

スカムポンプ槽	No.1,2 スカムポンプ、散水ポンプ
汚泥引抜ポンプ槽	No.1,2,3 汚泥引抜ポンプ
汚水流量計槽	
汚泥濃縮槽	No.1,2 汚泥供給ポンプ 汚泥濃縮槽用ブロア
汚泥受槽	汚泥受槽用ブロア
汚泥濃縮機	分離液移送ポンプ、循環ポンプ、汚泥移送ポンプ し渣脱水機、スクリー駆動機 汚泥循環電動三方弁 余剰汚泥電動弁-1,2 脱離液電動弁 エアリフト電磁弁 し渣洗浄用電動弁 し渣シュート用電動弁 ドレン用電動弁 電動弁予備 1,2
バイオリアクター	リアクターブロア、リアクター電動弁
No.1,2 汚泥貯留槽	
散水ポンプ槽	
消毒槽	薬品供給ポンプ 薬品貯留槽攪拌機、薬品希釈槽攪拌機、薬品溶解装置 給水装置
付帯設備	ブロア室有圧扇、電気室有圧扇 No.1,2,3,4,5,6 処理室排気用有圧扇 局所換気ファン

(ウ) 月次巡視点検

- ・浄化センターのポンプ設備の手動運転による運転状態の確認（電動吐出弁を含む。）
- ・施設の外周の点検（フェンス、門扉、施錠、草、ごみ等の状態確認）

(エ) 1 か月、3 か月、6 か月、年次点検（1 回／年）

- ・監視制御設備、計装設備の電源検査、入出力検査、絶縁抵抗測定等

(オ) その他の保守管理業務

- ・自家用電気工作物の法令点検
- ・消防用設備の法定点検
対象箇所は別表－特 3「自家用電気工作物、消防用設備点検箇所」参照
- ・業務対象施設の故障等における施工業者等への連絡
- ・業務対象施設の停電、回線異常、または架空線の異常時の電力事業者、通信事業者への連絡

③水質管理業務

- ・小良ヶ浜浄化センターの維持管理に必要な水質試験
- ・放流水の法定水質試験

対象および頻度は別表－特4「水質試験表」(1)、(2)による。

④その他の業務

- ・小良ヶ浜浄化センターの空調設備、照明設備等の管理
- ・除草、植木管理（葉刈り等）、門扉・フェンス等の補修塗装
- ・甲が別途する保守点検業務および修繕工事等による現場立会および現場機器操作
- ・業務対象施設（小良ヶ浜浄化センター管理棟、トイレ等を含む。）の清掃

⑤点検票の作成

保守管理業務の点検票を作成し監督員の承諾を受けるものとする。

⑥緊急時の点検

- ・災害（大雨、台風、地震等）時の業務対象施設の臨時点検
- ・業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の点検、状況確認

3) マンホールポンプ場

巡回点検により、施設の適切な保守管理を行うものとする。

①保守点検業務

(ア) 巡回点検業務

マンホールポンプ場の点検を2ヶ月ごとに行い、各設備の異常の有無、運転状況の確認をする。

○ポンプ設備点検

- ・制御盤点検（運轉動作、通報装置動作確認、外観点検）
- ・電流値及び絶縁抵抗値の測定
- ・ポンプの点検（異音、振動及び外観点検）
- ・フロート等の点検
- ・逆止弁の動作確認

○マンホール点検

- ・高圧洗浄によるポンプ施設及びマンホール内の清掃
- ・除塵、除砂、スカム除去処分
- ・槽内滞留汚水排出
- ・槽内外観点検

(イ) 年次点検（1回／年）

- ・オイル交換（メーカーによる点検含む等）

②その他の業務

- ・マンホールポンプの適正な運轉管理に必要な業務等

③点検票の作成

- ・保守管理業務の点検票を作成し監督員の承諾を受けるものとする。

④緊急時の点検

- ・業務対象施設の異常、故障等発生時の当該施設の状況確認及び緊急修繕等

⑤その他事項

- ・帰還困難区域への立入りについては、公益一時立入制度を利用するものとする。
- ・除染特別区域内においては、除染電離則に基づき作業すること。

(3) 修繕・更新計画の策定支援

浄化センター及びマンホールポンプ場の設備について、各種点検結果や調査結果を監督員に報告し、修繕・更新計画策定を支援する。

(4) 小修繕業務

処理場、ポンプ場内設備等の正常な運転を確保するために行う業務で、業務内容は次のとおりである。

対象の施設及び設備において、劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させるために、突発的な破損や故障等に対応する修理、交換（小修繕の範囲内）、分解整備、調整等を実施するものである。ただし、受託者の責により施設の損傷や故障があった場合の修繕は、小修繕業務の対象外とし、受託者の責により機能回復を行うものとする。

小修繕業務は、年 2,000 千円を上限として実施するものとする（消耗品を含む）。実施に当たっては、下記の手続きを行うものとする。

- ・小修繕伺い（見積書添付）の提出
- ・修繕手配・工程管理・報告書の提出

(5) ユーティリティ調達調達管理業務

①電力料、水道料、通信費、薬品費、ガス代

・汚水処理施設を安全・円滑な運転に必要なユーティリティの調達と数量管理を行う。また、この費用は、受託者が支払いの事務を行うものとし、下記により委託料を算出する。

- ・浄化センターの電力料は、令和 5～7 年度の使用電力量の平均（富岡浄化センター、夏 88,731kwh、他 262,864kwh、小良ヶ浜浄化センター、夏 30,359kwh、他 192,015kwh）とし、令和 8 年 4 月時点の単価等により算出する。
- ・マンホールポンプの電力料は、令和 5～7 年度の使用料の平均額（富岡地区 1,841,000 円、小良ヶ浜地区 239,000 円）とする。
- ・水道料は、令和 5～7 年度の使用実績の平均とし、単価等は令和 9 年 4 月時点とする。（富岡浄化センター、55 m³/月、小良ヶ浜浄化センター、13 m³/月）※令和 9 年 4 月料金改定
- ・通信費は、令和 5～7 年度の平均額（富岡地区 503,340 円、小良ヶ浜地区 334,152 円）とする。
- ・薬品費は、令和 5～7 年度の使用実績の平均（高分子凝集剤 1,176,000 円、次亜塩素酸ナトリウム 1,388,000 円、固形塩素 299,000 円）とし、単価等は令和 8 年 4 月時点（見積）とする。
- ・ガス代は、過去の実績数量（3.0 m³/月）とし単価等は令和 8 年 4 月時点とする。

別表－特1「業務対象施設一覧」(1)

処理場

I. 富岡浄化センター（下水道終末処理場）

1. 住 所：福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田4 0 1 番地

2. 施設概要：(1) 全体計画：①水処理施設

処理方式 回分式活性汚泥法

施設能力 日最大処理量 1,300m³/日×3 系列

日平均処理量 1,100m³/日×3 系列

②汚泥処理施設

処理方式 余剰汚泥→重力濃縮（2 槽）→遠心脱水機 2 台

施設能力 供給汚泥 12m³/h

(2) 現有能力：①水処理施設

処理方式 回分式活性汚泥法

施設能力 日最大処理量 1,300m³/日×2 系列

日平均処理量 1,100m³/日×2 系列

②汚泥処理施設

処理方式 余剰汚泥→重力濃縮（1 槽）→遠心脱水機 1 台

施設能力 供給汚泥 12m³/h

(3) 7 年度実績流入水量：1,540m³/日（平均）

(4) 処理フロー：別添図面のとおり

II. 小良ヶ浜浄化センター（農業集落排水処理施設）

1. 住 所：福島県双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字赤坂4 0 5－2 番地

2. 施設概要：(1) 全体計画：①水処理施設

処理方式 連続流入間欠曝気方式（JARUS－XIV型）

施設能力 日最大処理量 600m³/日

日平均処理量 600m³/日

②汚泥処理施設

処理方式 余剰汚泥→重力濃縮（1 槽）→機械濃縮（1 槽）

施設能力 48.0 k g－D S/日

(2) 現有能力：①水処理施設

処理方式 連続流入間欠曝気方式（JARUS－XIV型）

施設能力 日最大処理量 600m³/日

日平均処理量 600m³/日

②汚泥処理施設

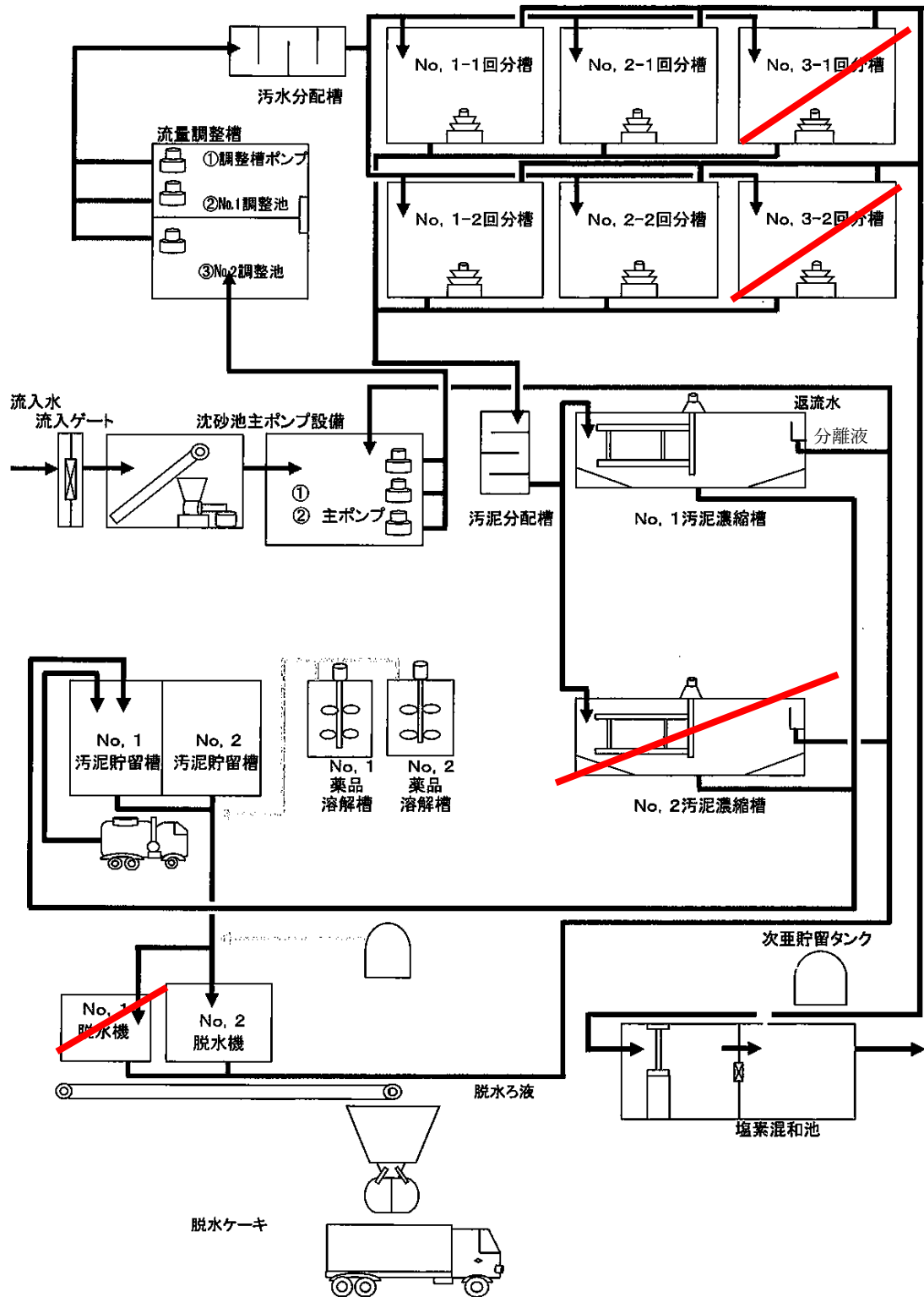
処理方式 余剰汚泥 →重力濃縮（1 槽）→機械濃縮（1 槽）

施設能力 48.0 k g－D S/日

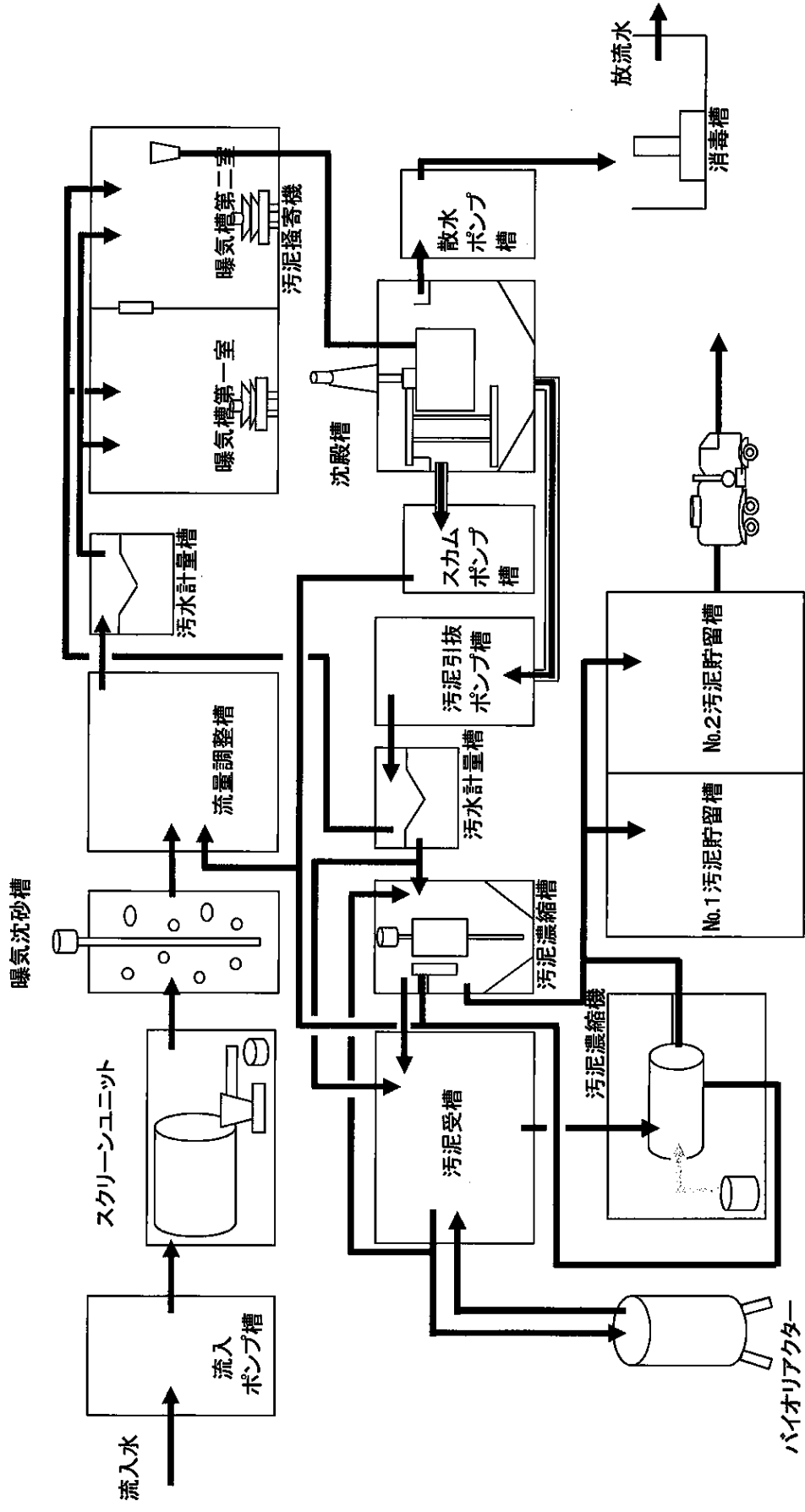
(3) 7 年度実績流入水量：130m³/日（平均）

(4) 処理フロー：別添図面のとおり

富岡浄化センターフローシート



小良ヶ浜浄化センターフローシート

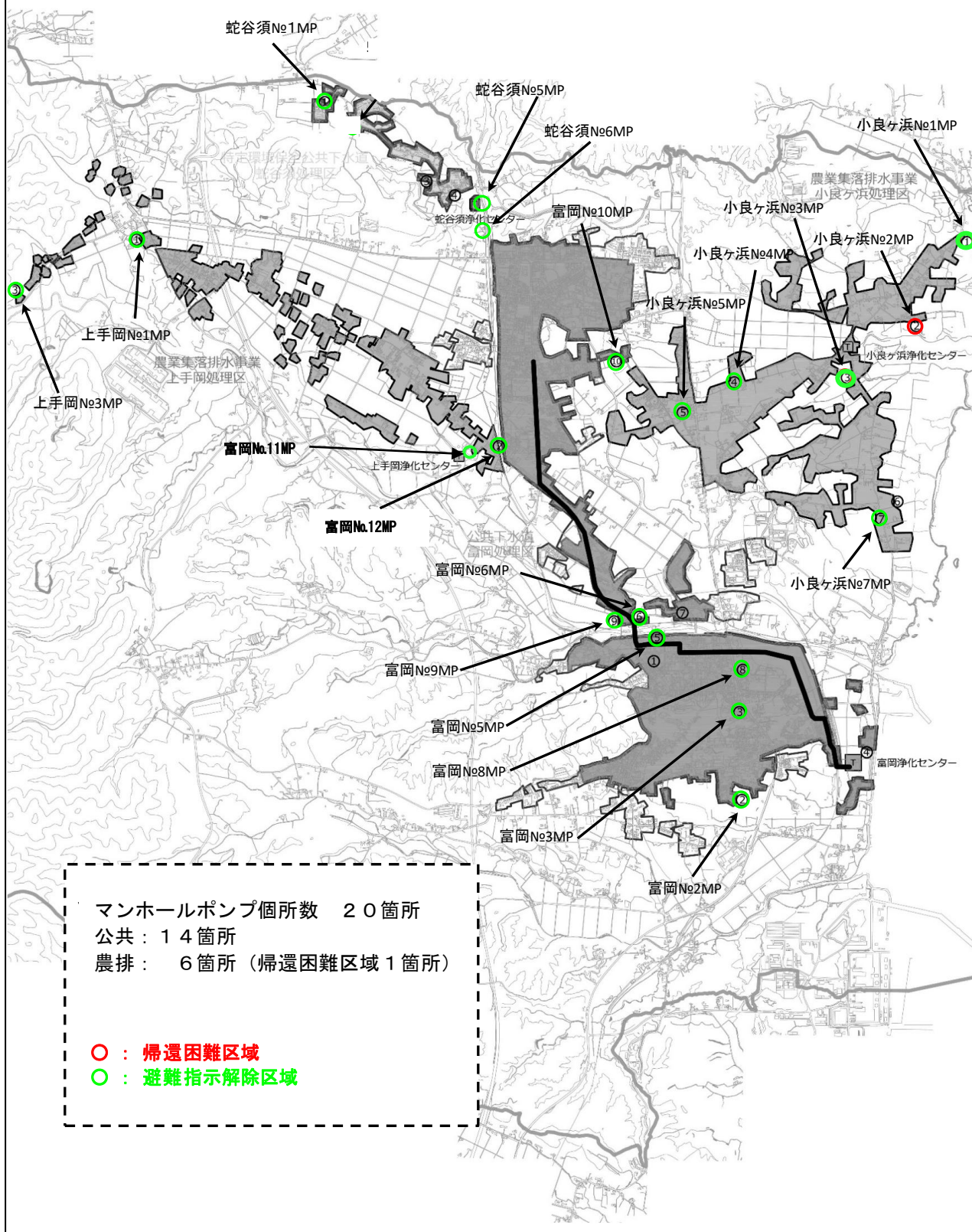


別表一特1「業務対象施設一覧」(2)

マンホールポンプ場

分類	系統	施設名	住 所
公共下水道	富岡浄化センター	富岡No.2 マンホールポンプ	富岡町大字仏浜字西原地内
		富岡No.3 マンホールポンプ	富岡町大字小浜字中央地内
		富岡No.5 マンホールポンプ	富岡町本町一丁目地内
		富岡No.6 マンホールポンプ	富岡町大字本岡字関ノ前地内
		富岡No.8 マンホールポンプ	富岡町大字小浜字中央地内
		富岡No.9 マンホールポンプ	富岡町大字本岡字関ノ前地内
		富岡No.10 マンホールポンプ	富岡町大字本岡字新夜ノ森地内
		富岡No.11 マンホールポンプ	富岡町大字本岡字王塚地内
		富岡No.12 マンホールポンプ	富岡町大字本岡字王塚地内
		蛇谷須No.1 マンホールポンプ	富岡町大字大菅字蛇谷須地内
		蛇谷須No.5 マンホールポンプ	富岡町大字大菅字大平地内
		蛇谷須No.6 マンホールポンプ	富岡町大字大菅字大平地内
		上手岡No.1 マンホールポンプ	富岡町大字上手岡字杉内地内
		上手岡No.3 マンホールポンプ	富岡町大字上手岡字片倉塚地内
農業集落排水	小良ヶ浜浄化センター	小良ヶ浜No.1 マンホールポンプ	富岡町大字小良ヶ浜字赤坂地内
		小良ヶ浜No.2 マンホールポンプ	富岡町大字小良ヶ浜字赤坂地内
		小良ヶ浜No.3 マンホールポンプ	富岡町大字小良ヶ浜字赤坂地内
		小良ヶ浜No.4 マンホールポンプ	富岡町大字小良ヶ浜字深谷地内
		小良ヶ浜No.5 マンホールポンプ	富岡町大字本岡字新夜ノ森地内
		小良ヶ浜No.7 マンホールポンプ	富岡町小浜地内

富岡町マンホールポンプ位置図 【令和9年度】



別表－特2「電気計装機器保守点検一覧表」

富岡浄化センター																	
監視制御設備	単位	数量	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
DSP監視制御装置（HIS）	台	2	○		○	○		○	○		○	○		○	○		
プリンタ																	
フィールドコントロールステーション（FCS）	台	6		○			○			○			○				
L2スイッチ																	
遠方監視制御装置																	
計装機器																	
電磁流量計（AXF80A）	台	1		○			○			○			○				
超音波流量計（US350）	台	1		○			○			○			○				
フロッグ式差圧伝送器（EJ210）	台	5		○			○			○			○				
DO計（DO70G/DO402G）	台	4		○			○			○			○				
ORP計（OR8EFG/PH450G）	台	4		○			○			○			○				
投込式水位計（SL180C）	台	11		○			○			○			○				
演算器（MXS）	台	1		○			○			○			○				
アイソレータ（SISD）	台	14		○			○			○			○				
ディストリビュータ（VJH1）	台	5		○			○			○			○				
警報設定器（MVHK）	台	14		○			○			○			○				
テレメータ	台	4		○			○			○			○				
メーカー点検																	
汚泥濃度計（NU-YL(1)104）	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥界面計NU-AS2L	台	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小良ヶ浜浄化センター																	
定期保守点検業務内容																	
計器類		①制御盤記録計、防犯、火報受信盤、テレメーター盤の点検、増縮、清掃															
		②流量計、DO計、MLSS計の点検、校正															
		③点検報告書の作成															
制御盤類		①動力制御盤、計装盤、濃縮機動力盤、バイオリアクター制御盤の点検、増縮、清掃															
		②シーケンサ用バッテリー点検・交換（1回/3年）ほか															
		③点検報告書の作成															
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度			
計器類 ①		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②		○			○			○			○			○			○
③		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
制御盤類 ①		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②		○			○			○			○			○			○
③		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表－特3 自家用電気工作物、消防用設備点検箇所

施設名	種別	細別	数量
富岡浄化センター	火報受信器	P型1級 10回線	1
	発信機		7
	消火器	粉末 蓄圧式（10型）	14
	避難誘導設備	避難口誘導灯	9
		通路誘導灯	6
	避難誘導設備	避難口誘導標識	6
		通路誘導標識	1
	感知器	作動式スポット型 2種	28
	感知器	定温式スポット型 1種	30
小良ヶ浜浄化センター	感知器	光電式スポット型 2種	3
	消火器	粉末 蓄圧式（10型）	6
	避難誘導設備	避難口誘導標識	9

別表－特4「水質試験表」(1)

放流水質に関する測定内容、頻度

	No.	分析項目	単位	基準値	計量下限値	測定回数	
処理場の排水に係る基準（水質汚濁防止法及び下水道に基づく水質基準）	1	水温	℃	45	—	① 2回/月	24回/年
	2	水素イオン濃度（pH）	—	5.8～8.6	—		24回/年
	3	SS	mg/ℓ	40	5		24回/年
	4	BOD	mg/ℓ	15	0.5		24回/年
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/ℓ	5	0.5		24回/年
	6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類）	mg/ℓ	30	0.5		24回/年
	7	大腸菌数	CFU/mℓ	800	—		24回/年
	8	アンモニア性窒素	mg/ℓ	—	0.1		24回/年
	9	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.02		24回/年
	10	硝酸性窒素	mg/ℓ	—	0.1		24回/年
	11	カルシウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	0.003	② 2回/年	2回/年
	12	シアン化合物	mg/ℓ	1	0.05		2回/年
	13	有機リン化合物	mg/ℓ	1	0.1		2回/年
	14	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	15	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	0.05		2回/年
	16	ヒ素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	17	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005	0.0005		2回/年
	18	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	0.0005		2回/年
	19	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/ℓ	0.003	0.0003		2回/年
	20	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	21	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	22	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2	0.02		2回/年
	23	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.002		2回/年
	24	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.004		2回/年
	25	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1	0.1		2回/年
	26	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.04		2回/年
	27	1,1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	3	0.3		2回/年
	28	1,1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.006		2回/年
	29	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02	0.002		2回/年
	30	ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	31	チウラム	mg/ℓ	0.06	0.006		2回/年
	32	シマジン	mg/ℓ	0.03	0.003		2回/年
	33	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.02		2回/年
	34	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.01		2回/年
	35	杓素及びその化合物	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	36	フッ素及びその化合物	mg/ℓ	8	0.5		2回/年
	37	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.05		2回/年
	38	フェノール類	mg/ℓ	5	0.05		2回/年
	39	銅及びその化合物	mg/ℓ	3	0.1		2回/年
	40	亜鉛及びその化合物	mg/ℓ	2	0.1		2回/年
	41	鉄及びその化合物（溶解性）	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	42	マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/ℓ	10	0.1		2回/年
	43	クロム及びその化合物	mg/ℓ	2	0.1		2回/年
	44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.6	③ 1回/年	1回/年
その他項目	1	全窒素	mg/ℓ	120	0.5	④ 2回/月	24回/年
	2	全リン	mg/ℓ	16	0.03		24回/年
	3	セシウム134	Bq/L	—	1	⑤ 放射性物質検査	12回/年
	4	セシウム137	Bq/L	—	1		12回/年

《備考》

処理場からの放流水の水質基準は、『下水道法第8条、下水道法施行令第6条』による

- ①下水道法施行令第12条（放流水）検査件数
- ②下水道法施行令第12条の2（放流水）検査件数
- ③下水道法施行令第12条（放流水）検査件数
- ④下水道法施行令第12条（放流水）検査件数に準ずる
- ⑤放射性物質検査は、富岡町、浪江町の実施測定回数

別表－特4「水質試験表」(2)

溶出項目及び検体数

No.	分 析 項 目	測定回数	備 考
1	カドミウム及びその化合物	1回/年	
2	シアン化合物	1回/年	
3	有機リン化合物	1回/年	
4	鉛又はその化合物	1回/年	
5	六価クロム化合物	1回/年	
6	ヒ素又はその化合物	1回/年	
7	水銀又はその化合物	1回/年	
8	アルキル水銀化合物	1回/年	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1回/年	
10	トリクロロエチレン	1回/年	
11	テトラクロロエチレン	1回/年	
12	ジクロロエチレン	1回/年	
13	テトラクロロエチレン	1回/年	
14	1,2-ジクロロエタン	1回/年	
15	1,2-ジクロロエチレン	1回/年	
16	シス1,2-ジクロロエチレン	1回/年	
17	1,1,1-トリクロロエタン	1回/年	
18	1,1,2-トリクロロエタン	1回/年	
19	1,3-ジクロロプロペン	1回/年	
20	ベンゼン	1回/年	
21	チウラム	1回/年	
22	シマジン	1回/年	
23	チオベンカルブ	1回/年	
24	セレン又はその化合物	1回/年	
25	1,4-ジオキサン	1回/年	
26	溶出液作成(前処理)	1回/年	

管路施設

1 対象施設

業務の対象施設は、富岡町が管理する公共下水道及び農業集落排水の管路施設とする。

2 業務内容

1) 巡視

マンホール設置箇所の路面の沈下・陥没やマンホール蓋の据付不良・破損等の異常の有無を確認する。なお、巡視の結果、異常・欠陥等が発見された場合は、速やかに報告することとする。

・巡視業務等の頻度は、「表－1 各種調査等頻度」によるものとする。

2) マンホール及び管渠の点検

マンホール内は地上からの目視により、また、接続する管渠は鏡やライト等を使用し状況を確認する。なお、点検の結果、異常・欠陥等が発見された場合は、速やかに報告することとする。

・マンホールは、内部の沈殿物の状況・悪質汚水・異常臭気・漏水、蓋の据付不良・破損などの有無について確認する。

また、マンホール内の点検は、委託期間（10年間）内に1回以上行うこととする。

マンホールは、「表－2 マンホール箇所数」の箇所を点検するものとする。

3) マンホール目視調査

マンホール点検において、異常・欠陥等が発見されたマンホールに入孔しマンホールの底版や側壁などの損傷・劣化の程度、漏水の有無や接続管渠の管口の損傷・漏水、管渠内のたるみ・蛇行の状況を把握する。また、マンホール蓋の損傷劣化の程度を把握する。なお、目視調査の結果については、速やかに報告することとする。

4) 詳細調査

マンホール目視調査において、管渠内のたるみ・蛇行等が確認された管渠について、管渠内のたるみ・蛇行の状況、亀裂・漏水や滞水箇所などを確認する詳細（TV）調査を行う。なお、調査結果については、速やかに報告することとする。

5) 管渠・マンホール等の修繕・更新計画

受託者は、点検・調査を実施した結果、異常・欠陥等が確認された箇所において、修繕・更新計画（案）を策定し、委託者に協議する。修繕・更新工事は委託者が実施する。

6) 伏越管渠及びマンホールの清掃

伏越管渠及びマンホールについては、「表－3 伏越管渠及びマンホールの清掃計画」により実施するものとする。

・下水道台帳平面図 22-23 L=9.99m、L=9.93m 計L=19.92m

7) 上手岡地区の管渠5カ所については、土砂撤去及び管渠清掃を1回/年実施するものとする。

なお、管渠清掃位置図及び下水道台帳平面図に示す箇所とする。

- ①下水道台帳平面図 4-9 MH No.17~12 $\phi 150$ $\ell = 28.2\text{m}$
- ②下水道台帳平面図 4-13~14 MH No.3~10 $\phi 150$ $\ell = 79.80\text{m}$
- ③下水道台帳平面図 12-16 MH No.4~5 $\phi 150$ $\ell = 27.10\text{m}$
- ④下水道台帳平面図 12-17 MH No.10~11 $\phi 150$ $\ell = 25.92\text{m}$
- ⑤下水道台帳平面図 17-3 MH No.9~3 $\phi 150$ $\ell = 39.89\text{m}$ $\Sigma \ell = 200.91\text{m}$

表－1 各種調査等頻度

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	摘 要
巡視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2回/年
MH点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要に応じて、1回/10年
MH目視調査											必要に応じて
管渠調査											必要に応じて
管渠修繕											必要に応じて町実施

表－2 マンホール点検箇所数

種類	蛇谷須	公共（北）	公共（南）	上手岡	小計	小良ヶ浜	合計
小口径	9	121	108	123	361	73	434
0号	59	34	78	39	210	0	210
特1号	4	97	6	3	110	12	122
1号	61	691	923	329	2004	514	2518
2号	4	3	26	3	36	5	41
計	137	946	1141	497	2721	604	3325

表－3 伏越管渠及びマンホールの清掃計画

		第2期委託期間				第3期委託期間											
伏せ越管		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18				
$\Phi 250$ 、 $L=9.90\text{m}$	1	○	流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○	×
	2	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○
$\Phi 200$ 、 $L=9.93\text{m}$	1		流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○	×
	2		×	流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○	×	流	○

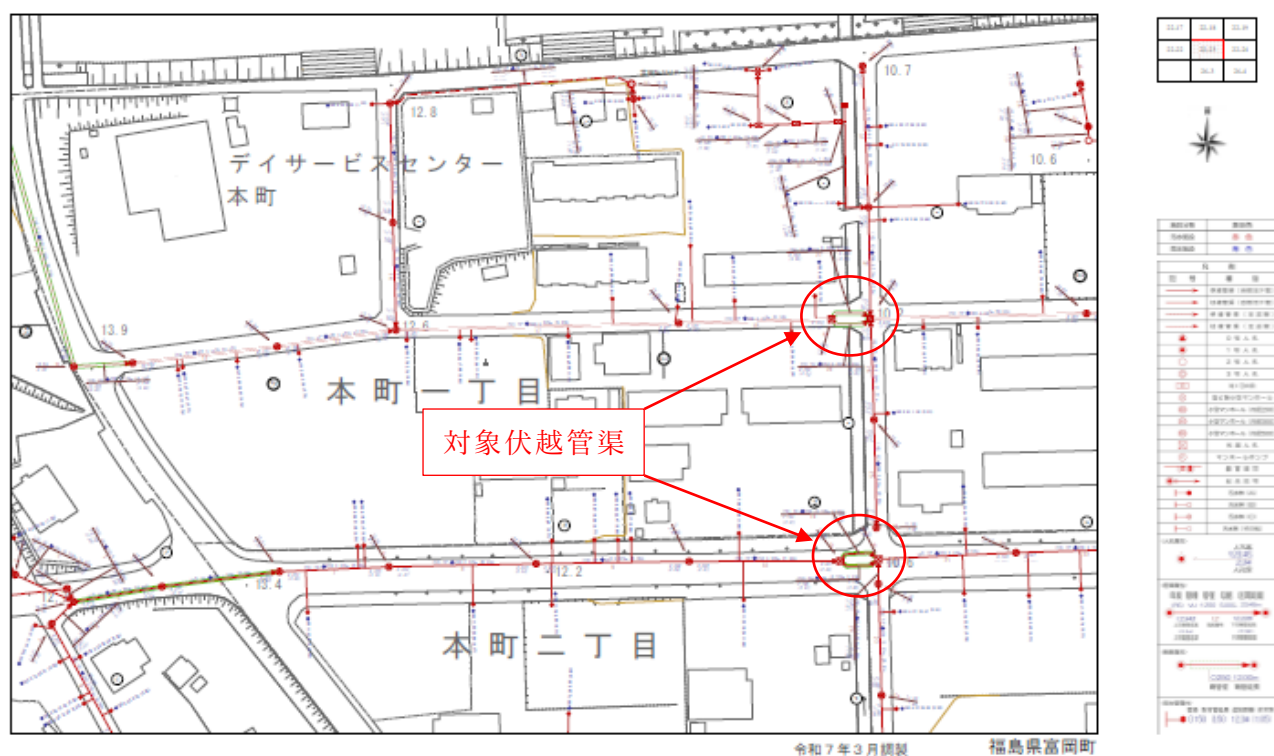
※1 ○ 清掃を実施 × 未供用 流 供用

3 管路の巡視・点検・調査・修繕計画

「2業務の内容における巡視・点検・調査・修繕計画」を計画的に実施し、異常や欠陥等を的確に把握した上で修繕計画等を策定する。

なお、巡視・点検・調査・修繕計画の費用は、年5,000千円とする。

下水道台帳平面図 2 2 - 2 3



管渠清掃位置図



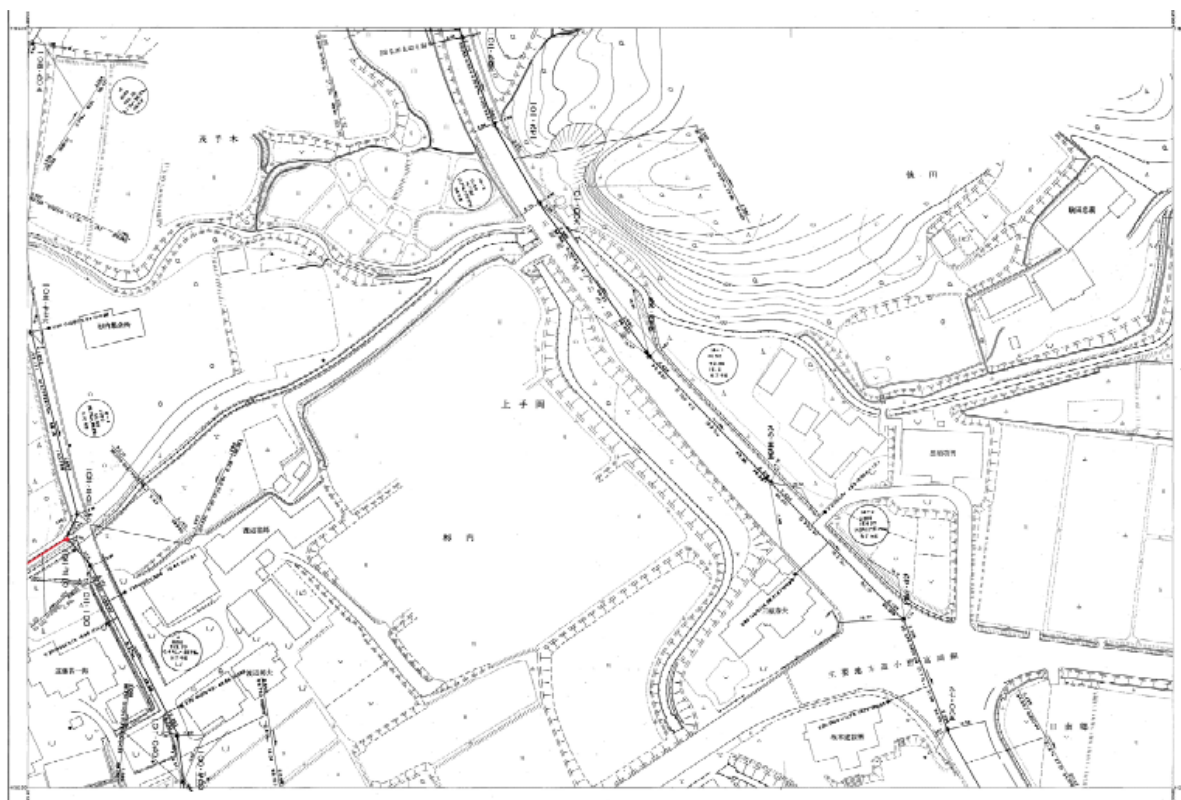
下水道台帳平面図 4-9



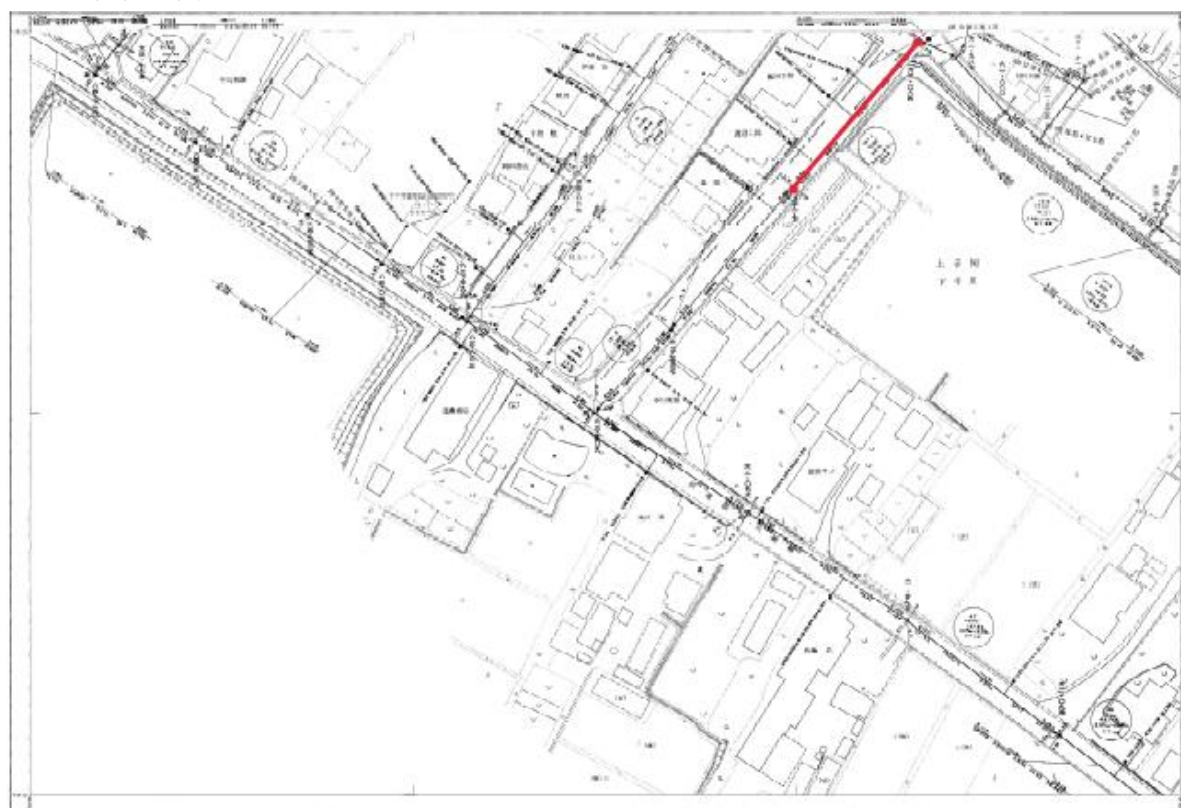
下水道台帳平面図 4-13



下水道台帳平面図 4-14



下水道台帳平面図 12-16



下水道台帳平面図 12-17



下水道台帳平面図 17-3

